

令和 7 年 4 月 1 日

兵庫県公立大学法人
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての教職員がその能力を十分に発揮できる環境を創出するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日－2027 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 課題

雇用環境を整備し、多様な働き方とワークライフバランスを促進することで、全ての教職員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにする必要がある

3. 内容

目標 1：教職員の仕事と生活の両立支援するための啓発と制度の周知を行う

【対策】2025 年 4 月～

- ・男性を含めた教職員に出産・育児に係る休暇など諸制度について周知し、制度の利用促進に取り組む（リーフレットや HP による制度周知、育児休暇の教職員体験談の周知など）
- ・在宅勤務制度を教員に導入・周知し、働き方の改善を促す

目標 2：教職員の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする

【対策】2025 年 4 月～

- ・管理職に定期的の実績報告を行い、時短・休暇取得の啓蒙を行う
- ・お盆期間の窓口縮小等によるさらなる休暇促進を行う

目標 3：育児休業取得者割合を次の水準以上とし、達成した場合は同水準の維持に努める

男性教職員の育児休業取得者割合 30%以上

女性教職員の育児休業取得者割合 75%以上

【対策】2025 年 4 月～

- ・部局長等から対象者に取得を促すよう働きかける
- ・継続的な情報提供やセミナー等を開催し、職場内での理解を深めることで希望者が取得しやすい環境づくりを行う